

平成24年度第3期第2回練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録 平成24年度第3期第2回練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録	
1 日時	平成24年9月29日(土) 午前10時から11時30分
2 場所	練馬区役所本庁舎5階庁議室
3 出席者	(委員20名)(委員長)、吉賀成子委員長代理、石井知子委員、岩月祐美子委員、岩橋栄子委員、大塚邦俊委員、堀木正宏委員、丸山敏雄委員、米澤聡子委員、辻正純委員、田中賦彦委員、新井みどり委員、植村光雄委員、芹澤考子委員、川久保玉美委員、堀洋子委員、加藤均委員、鵜浦乃里子委員、大嶺ひろ子委員、木田正吾委員 (事務局5名) 福祉部長、経営課長、介護保険課長、高齢社会対策課長、光が丘総合福祉事務所長
4 傍聴者	0名
5 議題	○ 地域包括支援センター運営協議会 (案件なし) ○ 地域密着型サービス運営委員会 1 地域密着型サービス事業者の公募について(非公開) …資料1 2 地域密着型サービス事業者等の指定について …資料2 3 地域密着型サービス事業者等の指定更新について …資料3 4 地域主権改革に伴う介護保険法関係条例の素案について …資料4 ○ その他 1 介護保険について …資料5
6 配布資料	資料1 地域密着型サービス事業者の公募について 資料2 地域密着型サービス事業者等の指定について 資料3 地域密着型サービス事業者等の指定更新について 資料4 地域主権改革に伴う介護保険法関係条例の素案について 資料5 介護保険について
7 所管課	(地域包括支援センター運営協議会) 健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課高齢調整係 TEL: 5984-4582 (直通) Eメール: KOUREITAIISAKU10@city.nerima.tokyo.jp (地域密着型サービス運営委員会) 健康福祉事業本部福祉部介護保険課事業者係 TEL: 5984-4589 (直通)

Eメール：kaigo02@city.nerima.tokyo.jp
-----------------------------------

**第3期第2回地域包括支援センター運営協議会**  
**第3期第2回地域密着型サービス運営委員会**

(平成24年9月29日(土)：午前10時～午前11時30分)

(委員長) 定刻になったので、これより平成24年度第3期第2回練馬区地域包括支援センター運営協議会ならびに練馬区地域密着型サービス運営委員会を開会する。最初に事務局のから、本日の出席委員および傍聴者の人数の報告を願う。

(事務局) ただ今の出席委員の数は18名である。現在、傍聴の方はいない。

(委員長) 前回7月24日に開催した第3期第1回の委員会の会議要録については、事前に事務局より送付している。訂正等の申し出はいただいているが、よろしいか。

本日も委員の皆さんの活発なご意見・ご発言をお願いします。正午を閉会の目途としているので、会の円滑な進行にご協力をお願いします。また、議事録を作成する都合上、発言はマイクを通してをお願いします。

本日は、地域包括支援センター運営協議会としての案件がないので、地域密着型サービス運営委員会の案件から入る。

案件の1、「地域密着型サービス事業者の公募について」である。この案件の1については、練馬区の附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針で定めた、会議の公開の原則の除外事項、「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人などの権利、競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当するため非公開とさせていただく。現在、傍聴者がいないので、このまま議事を続ける。また、今回の地域密着型サービス運営委員会の資料については、一部を事前に送付している。事前送付した資料および本日配布した資料については、会議終了後、回収させていただく。

**【非公開案件の審議につき要録不記載】**

(委員長) それでは、案件の2に移る。「地域密着型サービス事業者等の指定に

ついて」、資料2の説明を介護保険課長より願います。

(介護保険課長) 【資料2について説明】

(委員長) ただいまの説明に対してご質問あるいはご意見があれば願います。

(委員) ジャパンケアについて、以前に聞いたときに訪問看護の体制ができていないと聞いていたが、大丈夫だったのか。連携型なのか教えていただきたい。

(委員長) 介護保険課長、願います。

(介護保険課長) 委員からのご指摘のとおり、この新サービスには一体型と連携型がある。ジャパンケアは、連携型で対応したいという提案をいただき、今般、訪問看護ステーションとすべて契約が終わったと報告を受けている。この4カ所についてはそういう形でサービス展開すると理解している。

(委員長) そのほかいかがか。

(委員) 2番の区外指定地域密着型サービス事業者のことだが、グループホームのことは書いてあるが、認知症対応型デイサービスはこの会議の場に出るようなものか。それとも、個々の事案で解決するものなのか。例えば事業所が練馬区と中野区の接地域で非常に近いところにあった場合、利用者が自宅から近いと、そこに通いたと相談されることがある。こういった場合どのように説明をしたらよいか。

(事務局) 認知症対応型通所介護の区外事業者の利用については、練馬区民の利用の希望があった場合に、まだ練馬区が指定していない場合には、指定を行いその結果についてこの運営委員会で報告をさせていただく。

地域密着型サービスなので、練馬区民は練馬区内の事業所を利用するのが基本になるが、さまざまな理由により、どうしても区外の事業所を使わなければならない場合には、双方の市町村等の協議を行い、利用が認められる場合には指定をする。

(委員) 個別の事案ごとに介護保険課に問い合わせるということが、ケアマネジャーとしての基本スタンスだと理解してよいか。

(事務局) その都度、介護保険課へご相談いただければと思う。

(委員長) 続いて案件の3である。「地域密着型サービス事業者等の指定更新について」、資料3の説明を介護保険課長願います。

(介護保険課長) 【資料3について説明】

(委員長) ただいまの資料3について、ご質問あるいは意見があるか。よろしいか。

では、案件の4「地域主権改革に伴う介護保険法関係条例の素案について」、資料4の説明を介護保険課長願います。

(介護保険課長) 【資料4について説明】

(委員長) ただいま説明のあった資料4について、何かご質問、ご意見があれば

願います。

(介護保険課長) 今説明した資料は事前に送付した資料ではない。冒頭でご説明したように、10月10日まで区民からのご意見をいただくこととなっているので、ご意見ご質問があればその中で対応させていただきたいと思う。よろしくお願ひしたい。

(委員長) 読まなくてはいけない範囲が広いので、今日の短時間の中ではご質問などがまとまらないと思う。介護保険課長が言ったように、10月10日まで区民からも意見をいただく期間になっているので、委員の皆様もこの期間に介護保険課へ連絡させていただきたいと思う。

これで地域密着型サービス運営委員会を終了する。

次にその他、「介護保険について」、資料5の説明をお願いします。

(介護保険課長) 【資料5について説明】

(委員長) ただいまの資料5についてご質問等をお願いします。

(委員) 「介護保険サービスの利用状況」が6月利用の8月支払い分を基にしていると書かれているが、月遅れなど当該月の請求ができないことがあると思うが、その数はどのくらいあるか。

(介護保険課長) この資料は、東京都の国保連合会からきているデータから作成している。月遅れ等の情報は国保連から上がってこない、区としては掌握できない。上がってきた数字をそのまま使用してお出ししている。

(委員長) よろしいか。そのほかご質問ご意見はあるか。

(委員) 一番上の区の人口についての確認だが、この数字は住民基本台帳ベースか。

(委員長) 福祉部長をお願いします。

(福祉部長) 外国人登録がこれまでと制度が変わり、外国人の方も住民基本台帳に登録され、住民票が出されるということになった。住民基本台帳に入っている日本国民と外国人とを合わせた数字である。

(委員) 住民基本台帳と国勢調査による人口は、練馬区では差はほとんどないのか。

(福祉部長) 3月まで区民部長をしていたので、私から答えさせていただく。練馬区に実際に住んでいても、住民基本台帳上の登録をしていない方がおり、国勢調査人口のほうが、若干だが多くなる傾向がある。

(委員長) そのほかいかがか。なければ、次回の日程について事務局から願ひする。

(事務局) 次回の開催日程は、11月20日火曜日午前10時からこの会場で開催の予定である。

(委員長) 開催通知は、改めて文書にて委員の皆様へ送付する。よろしく願ひ

いする。

本日は、土曜日にもかかわらず朝からお集まりいただき、感謝申し上げます。大変熱心なご意見をいただき、やはり区民の方々が自分たちの地域に質のいいサービスを提供する事業者に展開して欲しいという気持ちが、十分に反映された会だったと思う。ぜひ区民の立場に立ったサービスを提供する事業者が選定されるよう、委員の意見を選定委員会に届けていただきたい。

これで本日の委員会を終了とする。なお、地域密着型サービス事業者の公募についての資料1、および、事前に配付された資料については、机の上に置いてお帰りいただくようお願いする。

(終了)